

令和8年度 埼玉工業大学公的研究費不正防止計画

埼玉工業大学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)による公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定する。

ガイドライン項目		対策の内容	令和8年度 不正防止計画
第1節 機関内の責任体系明確化	1. 競争的研究費等の運営・管理に係る責任体系の明確化	競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、研究活動コンプライアンス推進責任者を置き、責任体系の明確化を行う。	最高管理責任者は学長、統括管理責任者は副学長(研究担当)、研究活動コンプライアンス推進責任者は各研究科科長、各学部長、先端科学研究所長とし、本学における競争的研究費等の関する運営及び管理体制においての役割、責任の所在・範囲と権限を定め、その内容を本学ホームページに掲載し、学内外に公表・周知する。
	2. 監事に求められる役割と明確化	監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。	監事は、当該の状況を監査項目とする定期監査計画を策定し、それに基づき監査を行い、意見を述べる。
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境整備	1. コンプライアンス教育・啓発活動の実施(関係者の意識の向上と浸透)	研究倫理委員会・研究活動コンプライアンス推進委員会が策定する実施計画に基づき、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象としたコンプライアンス教育を実施する。	コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画に基づき実施する。
	2. ルールの明確化・統一化	ルールの全体像を体系化し、競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。	公的研究費等の使用ルールの運用状況を把握し、定期的に検討及び見直しを行う。 機関の統一的なルールや事務手続きを分かりやすくまとめた「公的研究費使用マニュアル」を作成し、ホームページで公表を行い関係者への周知を徹底する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施	1 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施	不正防止推進委員会は、機関全体の具体的な対策として、不正防止計画を策定する。	令和8年度 不正防止計画を実施する。
第4節 研究費の適正な運営・管理活動	1 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。	出張前に提出される出張命令伺書（出張予定および添付書類）ならびに出張報告書（宿泊証明書等を含む証憑書類）を確認し、実行状況を把握・確認する。	・事前計画、具体的な目的を確認する。 ・出張報告の際には証憑書類の提出を求め精算を行う。
	2 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については、原則として事務部門が実施する。	各担当事務部門において、毎月その労働が適切なものかどうかの確認を行う。	各担当事務部門において、毎月の労働が適切であるか確認を行うとともに、人事担当事務部門においては必要に応じ非常勤雇用者と面談、確認、指導などを実施する。
	3 物品検収を行い適切に管理する。	物品の調達については、不正使用が発生しやすいので牽制体制を整備する。	納品検収は必ず検収室担当者が実施する。
第5節 情報発信・共有化の推進	1 競争的資金等の使用に関するルール等について、相談を受け付ける窓口を設置する。	研究者の誤った理解、判断にもとづく研究費の使用を防ぐため相談窓口を設置する。	研究支援課・管財課を相談窓口とし適正使用のための指導・助言を行う。
	2 競争的資金等の不正防止に向け取組について外部に公表する。	大学HPにおいて、埼玉工業大学における公的研究費の執行・管理に関する規程」や不正防止計画等の公開を含め、不正使用防止の取り組みについて公表する。	大学HPにおいて、行動規範・マニュアル・不正防止計画等の公開を行い、不正使用防止の取り組みについて公表する。
	1 内部監査室は、最高管理責任者の直轄的な組織としての位置付けを明確化するとともに、実効性ある権限を付与し強化する。	内部監査室は内部監査室規程において理事長直轄の組織として位置付けている。「内部監査室規程」、「内部監査マニュアル」に基づき、内部監査を実施し、その結果を理事長及び学長に回付する。	「内部監査室規程」、「内部監査マニュアル」に基づき内部監査を実施し、内部監査結果報告書を理事長及び学長に提出する。

<p>第6節 モニタリングの在り方</p>	<p>2 内部監査室は、リスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。</p>	<p>文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)第3節2「実施上の留意事項」①に示すリスクや不正を発生させる要因等を分析した上で、内部監査を実施する。</p>	<p>監査対象課題の抽出を行い、リスクアプローチ監査を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」第6節に例示されている手法を参考に実施する。</p>
-----------------------	---	--	---